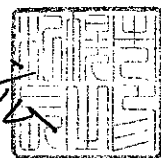


札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月 29 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 4 号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和58年規則第19号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「条例第4条第4項、条例」を「第4条第4項、第5条第3項第4号、第8条第5項、」に、「又は条例」を「又は」に改め、同条第4項中「条例第8条第4項、条例」を「第8条第4項、」に、「備考17第2号」を「備考17第2号イ」に、「又は条例」を「又は」に改める。
- (2) 第12条第1項第1号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等（法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）」を、「含む。）」の次に「、同条第6項第3号に掲げる建築物の部分」を加え、「又は同号ホ」を「、同号ホ」に、「となる」を「又は同号へに規定する宅配ボックス設置部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。）となる」に改め、同項第2号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を、「供する部分」の次に「、法第52条第6項第3号に掲げる建築物の部分」を加え、「及び貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同項第3号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

附 則

この規則は、札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第9号）の施行の日から施行する。